

【盛土規制法に関するよくある質問】

(1) 全般

Q1 盛土規制法の窓口（許可申請、相談等）は、どこになるか。

A 県が所管する区域は、金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市を除く県内全域です。相談先は、行為の場所及び内容等によって異なります。行為の場所等をご確認の上、相談をお願いします。

なお、申請窓口は、各市町となります。

<県の相談窓口>

項 目	担当課
建築行為が伴う、又は開発許可が必要な土地の場合	土木(総合)事務所 建築課
砂防三法の区域を含む土地の場合	土木(総合)事務所 維持管理課
林地開発が必要な土地の場合	農林総合事務所 森林部
農地転用する土地の場合	農林総合事務所 企画調整室
上記以外の特定盛土等規制区域	農林総合事務所 企画調整室
上記以外の宅地造成等工事規制区域	土木(総合)事務所 河川砂防課

Q2 許可申請、届出において、手数料はかかるのか。

A 許可申請時及び変更申請時における手数料の額を、「石川県手数料条例」にて規定しています。その他届出等については、手数料はかかりません。

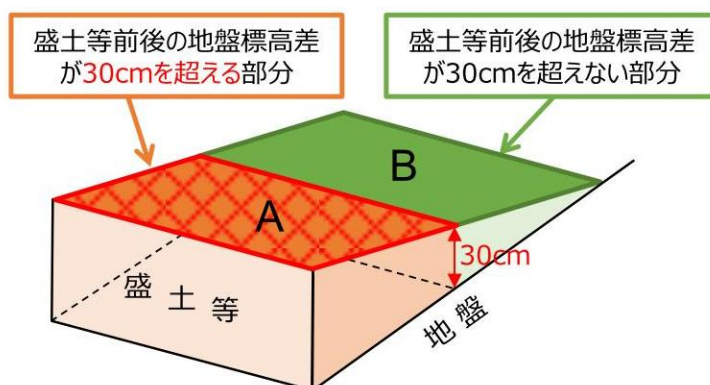
Q3 盛土等の工事が複数の許可権限を有する区域にまたがる場合、当該盛土等に係る盛土規制法の許可等の手続はどのようになりますか。

A 許可権限を有する区域ごとに申請が必要です。県の区域と権限移譲市の区域にまたがる場合は、県及び権限委譲市それぞれに申請してください。なお、県が許可権者となる市町の区域にまたがる場合は、盛土等を行う土地の面積が最も大きい市町の窓口申請してください。

(2) 許可対象行為について

Q1 500 m²を超える土地で盛土等を行う場合、大部分の盛土等の高さが 30cm 以下であっても、一部に 30cm を超える盛土等がある場合、当該工事は許可等の対象となるのか。

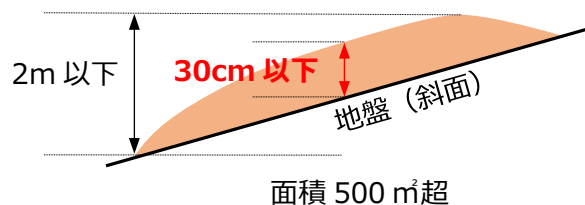
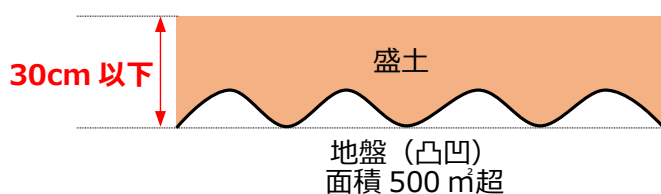
A 当該盛土又は切土をする前後の地盤面の「標高差」が 30cm 超となる部分の面積が 500 m²を超える場合に、許可等が必要となります。



Q2 高さ 2m 以下で標高差 30cm 以下となる盛土等は、面積に関わらず許可不要とのことだが、具体的にはどのような盛土等なのか。

A 省令 8 条 9 号により、高さが 2m 以下であって盛土等をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えない盛土等は許可不要としています。この 2m 以下の「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差です。盛土等をする前後の地盤面の「標高の差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差（盛土等の鉛直方向の厚さ）です。

【許可不要となる工事例】



Q3 既存擁壁の改修等であって、土地の形質の変更を伴わないと判断されるものについては、規制対象として技術的基準への適合を求めるのか。

A 既存擁壁の通常の改修等は、原則として盛土規制法の規制対象外です。
ただし、改修等の前後で構造が大きく変わる場合は規制対象となることがあるため、事前に窓口へご相談ください。

Q4 規制の対象規模の判断するに当たって、アスファルト舗装及びコンクリート舗装部分は盛土高さに含めるのか。

A 政令 3 条 5 号の高さについて、アスファルト舗装及びコンクリート舗装部分は高さに含まれません。（路床は盛土高さに含まれます。）

Q5 海を埋め立てる場合、盛土規制法の規制対象となるのか。また、埋め立て後、直ちに盛土等の行為が規制されるのか。

A 海域は規制区域に指定されていません。海の埋立て等により新たに造成された土地については、その土地が規制区域に指定された時点から盛土規制法の規制対象となります。

Q6 自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する場合（応急措置ではないもの）は規制対象となるのか。

A 自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更には該当しないと考えられるため、規制対象となりません。

Q7 工事で発生した土石や工事で使用する土石について、工事現場又はその付近に一時的に堆積する場合は許可が必要か。

A 当該工事の工事期間に限り、許可は不要です。ただし、当該工事の主任技術者により当該工事現場と併せて一体的に管理されていること、又は請負契約図書、工事施工計画書その他の書類において工事現場の一部として位置付けられていることが必要です。

Q8 田を畑にする（田畑転換）ためにけい畔の高さに合わせて嵩上げする場合や、窪地にある田を四方の土地の高さに合わせて嵩上げて農地を宅地等にする（農地転用）場合等、窪地を埋める盛土の工事は、規制対象となるか。

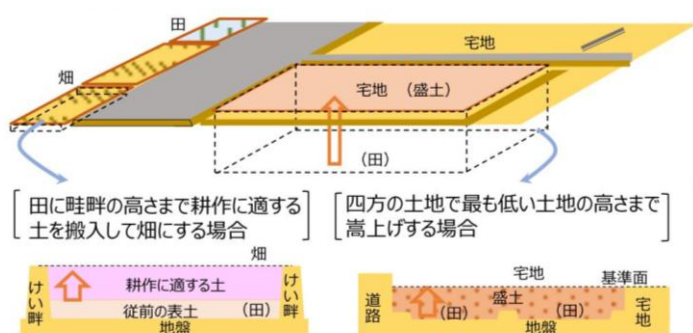
A 四方の土地より低い窪地を、道路等の四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合については、規制対象外となります。

なお、窪地の埋め立てとして規制対象外となる部分は、原則として四方の土地の中で最も低い高さを基準面とし、当該基準面を超える盛土等の高さや面積により許可対象の要否を判断します。

ただし、四方の土地が一方向に傾斜しているなど、合理的な傾斜面を設定でき、その勾配が緩やかであるときは、当該傾斜面を平坦面に準ずる基準面として取り扱うことができるものとします。

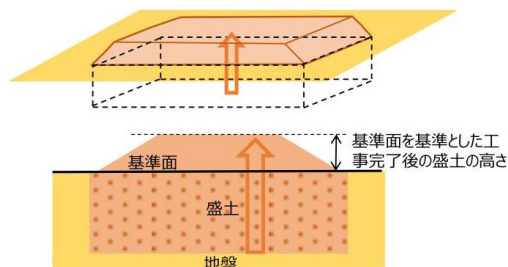
【許可不要となる窪地を埋める盛土に該当するケース】

①四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合



②四方の土地より高く盛土する場合

原則、窪地の四方の土地のうち最も低い高さを基準面として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、許可不要



Q9 窪地と四方の土地との境界に水路や側溝等が存在し、窪地の埋め立て後も当該水路等が残る場合、地表面と水路等の底面との高低差にかかわらず、窪地の埋立てに該当し、規制対象外としてよいのか。

A 四方の土地との境界に水路や側溝等が存在する窪地の埋め立ては、埋め立てにより土圧が水路等の構造物に作用するため、埋め立て後の安全性を確認する必要があります。このため、地表面と水路等の底面との高低差のみにより、一律に窪地の埋立てとして取り扱うことはできません。埋め立てにより水路や側溝等の破損、転倒その他機能に支障を及ぼすおそれがある場合は、窪地に該当しないため、事前に窓口へご相談ください。

Q10 周囲より低い窪地（田）を埋め立てる場合で、3 辺は既存の道路等の高い地盤に接している一方、1 辺のみは地盤が低く、盛土により法面又は擁壁を要する崖が生じるとき、この行為は「窪地を埋める盛土」に該当するのか。

A 当該ケースは、盛土により一部に新たな崖が生じるため、「窪地を埋める盛土」には該当しません。盛土等の面積や生じる崖の高さによっては、許可が必要となります。

（３）資力及び信用、能力の確認

Q1 工事主が法人の場合に、住民票等の提出が必要な役員の範囲はどこまでか。

A 法人の業務執行権限を有する役員すべてが必要です。

（４）擁壁

Q1 旧法の大員認定擁壁や、「胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件」（昭和 40 年建設省告示第 1485 号）は盛土規制法においても有効か。

A いずれについても、政令 8 条 1 項 1 号の規定により設置されるに規定する擁壁として有効です。

＜用語の定義＞

用語	定義
盛土規制法、法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
旧法	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法
規制区域	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域
盛土等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共施設用地として用いられている土地以外の土地（法 2 条 1 号）
農地等	農地、採草放牧地及び森林（法 2 条 1 号）
公共施設	道路、公園、河川及び政令 2 条、省令 1 条で定める公共の用に供する施設
規制対象規模	盛土規制法に基づく許可・届出対象となる規模であり、改善命令等の対象となる規模（政令 3・4 条）
許可対象規模	許可の対象となる規模（宅地造成等工事規制区域：政令 3・4 条、特定盛土等規制区域：政令 23・25 条）
技術的基準	許可対象となる盛土等に関する工事の技術的基準（法 13・31 条）
工事主	盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者（法 2 条 7 号）